

阿波市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする阿波市子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、阿波市（以下「本市」という。）とする。

2 市長は、適切な事業の運営を確保することができると認める者（以下「受託事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象家庭)

第3条 事業の支援対象となる家庭は、本市に住所を有し、事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げる状態にある家庭とする。

- (1) 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭又はそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭、児童が保護者に代わり日常的かつ長期的に家事や家族の世話等を担っている家庭等、支援が必要と認められる児童のいる家庭又はそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又はそれに該当するおそれのある妊婦のいる家庭
- (4) 介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度による家事・育児支援が利用対象外の家庭、当該公的制度では事業の目的が達成できない家庭又は当該公的制度の利用を開始するまでの間に一時的な援助が必要な家庭
- (5) その他事業の目的に鑑みて、市長が事業による支援が必要と認める家庭

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

(1) 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 居室等の清掃及び整理整頓
- ウ 衣類等の洗濯及び補修
- エ 生活必需品の買物
- オ その他日常的に行う必要がある家事支援

(2) 育児支援

- ア 授乳・離乳食の介助
- イ おむつ交換及び排せつの介助
- ウ 衣服の着脱の世話
- エ 沐浴の介助
- オ 保育所等の送迎支援（通院を目的とした送迎を除く。）
- カ その他日常的に行う必要がある育児支援

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容を除く。）

(4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供

(5) 対象の家庭や児童の状況・養育環境の把握及び本市への報告

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、訪問支援員の派遣を実施しないことができる。

- (1) 病児及び病後児の世話を目的とするとき。
- (2) 家庭に感染性疾患を有する者がいるとき。
- (3) 訪問支援員に対し、危害等を加えるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他派遣の実施が不相当と認められるとき。

（訪問支援員の要件）

第5条 訪問支援員は、次に掲げる要件を全て満たし、市長が適当であると認めた者とする。

- (1) 前条に規定する支援の内容について、適切に実行する能力を有する者
- (2) 市長が適当と認める研修を修了した者
- (3) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

エ その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

（利用申請等）

第6条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、阿波市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急に派遣の必要が生じた場合その他やむを得ない事情がある場合については、事後において申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、速やかに利用の可否を決定し、阿波市子育て世帯訪問支援事業利用決定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、阿波市子育て世帯訪問支援員派遣依頼書（様式第3号）により、受託事業者に訪問支援員の派遣を依頼するものとする。

（利用の取消し等）

第7条 市長は、前条第2項の規定により事業の利用を決定した者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

（1） 第3条各号に掲げる者に該当しなくなったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が事業の利用が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、阿波市子育て世帯訪問支援事業利用決定取消通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

する。

(支援計画)

第8条 市長は、第6条第2項の規定により事業の利用を決定したときは、利用者からの相談を踏まえ、利用者が属する家庭に必要な支援の内容（利用期間及び事業を利用できる時間を含む。）を記した阿波市子育て世帯訪問支援事業支援計画書（様式第5号）を作成するとともに、利用に関して必要な情報を受託事業者に提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、既に児童福祉法第10条第1項第4号に規定する計画が作成されている場合には、支援計画書の作成は、省略できるものとする。

(利用時間等)

第9条 事業の利用時間等は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 事業を利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。

この場合において、1回の利用につき2時間以内とし、1月当たり20時間を限度とする。

(2) 利用期間は、利用開始日から3月を限度とする。

(3) 事業は、阿波市の休日を定める条例（平成17年阿波市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日には行わないものとする。

(利用者負担額等)

第10条 利用者は、支援に係る費用の一部を次の表の世帯区分に基づき、負担しなければならない。

世帯区分	利用者負担額	
	利用料 (1時間あたり)	交通費 (1回あたり)
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯	0円	0円
住民税所得割課税額77,101円未満の世帯	0円	0円
その他の世帯	1,000円	0円

2 利用者は、前項に規定する利用者負担額のほか、生活必需品の購入費及び保育所等の送迎に係る交通費など支援を行うに当たって必要な費用を負担するものとする。

3 前2項に規定する費用は、受託事業者が利用者から徴収するものとする。

(実績報告等)

第11条 受託事業者は、事業を実施した日の属する月の翌月10日（休日の場合は翌開庁日）までに、阿波市子育て世帯訪問支援事業利用確認書（様式第6号）及び阿波市子育て世帯訪問支援事業実施報告書（様式第7号）を添えて、阿波市子育て世帯訪問支援事業委託料請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

(関係書類の保存)

第12条 受託事業者は、この要綱に基づき作成し、又は受領した書類について、作成し、又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。